

居宅介護支援 重要事項説明書 (令和6年4月 改訂)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-682-6821
担当 指定居宅介護支援事業者 相談窓口

2 指定居宅介護支援事業者 ハートケア東大宮の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業者 ハートケア東大宮
所在地	埼玉県さいたま市見沼区大字風渡野45番地
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援 (埼玉県 1156580021)
サービスを提供する地域	さいたま市

* 上記地域以外の方でもご希望の方は御相談ください。

(2) 事業所の職員体制

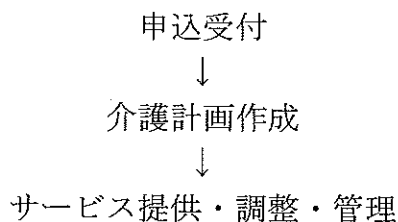
	資格	常勤	非常勤
管理者	主任介護支援専門員	1名	
介護支援専門員	介護支援専門員	1名以上	0名

(3) 営業時間

月～土	午前8時30分～午後5時30分
休日	日・祭日・その他・12月31日～1月3日

※ 緊急連絡電話 048-682-6821

3 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容



※ その他、各種手続き等の申請代行

4 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- (4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
また、利用者は居宅サービス計画に位置付けられたサービスの選定理由の説明を求める事ができます。
- (5) 感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施を行っていきます。
- (6) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について別紙により利用者に説明を行うとともに同意を頂きます。（努力義務）
 - ① 前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - ② 前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

5 利用料金

(1) 利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市の窓口へ提出しますと、全額払戻しを受けられます。

記

居宅介護支援費(i) 〈取扱件数が45件未満〉

(ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合50件未満とする)

要介護1・2	12,000円	要介護3・4・5	15,591円
--------	---------	----------	---------

居宅介護支援費(ii) 〈取扱件数が45件以上60件未満〉

要介護1・2	6,011円	要介護3・4・5	7,779円
--------	--------	----------	--------

(45件以上60件未満の部分のみ適用・40件未満の部分は居宅介護支援費(i)を適用)

居宅介護支援費(iii) 〈取扱件数が60件以上〉

要介護1・2	3,602円	要介護3・4・5	4,663円
--------	--------	----------	--------

(60件以上の部分のみ適用・60件未満の部分は居宅介護支援費(ii)を適用)

※サービス利用の無い月には居宅介護支援費の請求は出来ませんが、退院退所において医師が回復の見込みがないと判断したうえで必要なケアマネジメントが行われ必要書類の整備がされている場合には請求可能となります。

(2) 加算料金

① 初回加算：3,315円

② 入院時情報連携加算

(I)：2,762円

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※入院日以前の情報提供を含む。

※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

(II)：2,210円

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

- ③ 退院・退所加算：イ 4,972 円
(カンファレンス以外の方法にて必要な情報を一回受ける)
ロ 6,630 円
(カンファレンスにて必要な情報を一回受ける)
ハ 6,630 円
(カンファレンス以外の方法にて必要な情報を二回受ける)
ニ 8,287 円
(必要な情報を二回、うち一回はカンファレンスにて受ける)
ホ 9,945 円
(必要な情報を三回、うち1回はカンファレンスにて受ける)

※福祉用具貸与の円滑な利用を図る観点から、退院・退所カンファレンスの際に必要な応じて福祉用具専門相談員や作業療法士を同席させます

- ④ ターミナルケアマネジメント加算：4,420 円 (1月につき)

- ⑤ 通院時情報連携加算：552 円 (利用者一人につき1か月1回を限度)

(3) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(4) 解約料

当事業所の場合、ご利用者はいつでも解約が可能です。料金も頂きません。

※ 料金が発生する場合、月毎の精算とし、翌月の10日前後に前月分の請求を発送致しますので、当月以内にお支払い下さい。(領収書を発行いたします。)

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合。

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ・ ご利用者様が、お亡くなりになった場合。

④ その他

ご利用者様や御家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 指定居宅介護支援事業者 ハートケア東大宮 特徴

運営方針

- ① 住み慣れた地域で、安心して暮らせる介護計画を作成し、地域福祉の拠点となる事業所を目指します。
- ② 依頼者の要望に可能な限り即した、柔軟性のある介護計画を各サービス事業者と連携して作成・実施いたします。
- ③ サービスの質、向上を常に目指すため、職員の研修参加を積極的に実施します。
- ④ 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、職場におけるハラスメント対策のための方針の明確化等必要な措置を講じます。
- ⑤ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。事業所内において、介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的で開催します。
- ⑥ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

居宅介護支援実施概要

- ① 申込み受付後、御自宅へ訪問し契約をします。
- ② 本人・家族と相談の上、調査（課題把握）を行い、介護計画を作成します。
- ③ 本人・家族に介護計画予定を確認してもらい、変更・調整を行います。
- ④ サービス提供事業者と密に連携し、給付管理をしていきます。
- ⑤ 各種手続きに必要な書類の申請代行いたします。
- ⑥ 利用者または家族の同意がある場合、サービス担当者会議等のカンファレンスをテレビ電話等のオンラインツールを活用して行うことが出来ます。

7 個人情報の利用目的

- ① 介護保険事務（市町村への介護報酬の請求事務及び利用者負担金の請求並びに受領等）
- ② 運営管理業務（利用管理、会計、事故、苦情等）
- ③ 円滑なサービス提供のために開催されるサービス担当者会議において必要な場合
- ④ 他の居宅介護支援事業所および居宅サービス事業者との連携、連絡事項が必要な場合

8 秘密保持に関して

利用者またはその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」および個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めます。

9 サービス内容に関する苦情

① 当事業所ご利用者様相談・苦情窓口

指定居宅介護支援事業者 ハートケア東大宮
住所：さいたま市見沼区大字風渡野45番地
担当者：内田 祥功
電話：048-682-6821

② その他

当事業所以外に、各市町村区の相談窓口、国民健康保険団体連合会においても受け付けております。

さいたま市 保健福祉局福祉部 介護保険課
住所：さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話：048-829-1264

見沼区役所 健康福祉部 高齢介護課
住所：さいたま市見沼区堀崎町12番地36
電話：048-681-6068

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
住所：さいたま市中央区大字下落合1704（国保会館）
電話：048-824-2568

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県さいたま市見沼区大字風渡野45番地
名称 指定居宅介護支援事業者 ハートケア東大宮

説明者 氏名 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印